

第 22 期 第 31 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 28 年 12 月 21 日

伊予市農業委員会

第 22 期

第 31 回定例農業委員会総会議事録

平成 28 年 12 月 21 日（水）午後 3 時 30 分から、伊予市総合保健福祉センターにおいて第 31 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	34 名
	事務局	局長
		次長
		主査
		臨時

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2	議案第 114 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	11 件
	議案第 115 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 116 号	非農地証明願いについて	1 件
第 3	報告第 66 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 67 号	農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について	1 件

第 4 その他

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成28年度第31回12月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日、28番〇〇委員、より欠席の連絡をいただいておりますのでご報告致します。それでは、開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号33番〇〇委員、34番〇〇委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第114号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第114号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回11件の申請がありました。

1 番

譲渡人 下唐川 〇〇〇 〇〇

譲受人 下唐川 〇〇 〇〇

申請地 下唐川字永田 田

譲受人の耕作面積 28,472 m²

申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 増反による経営規模の拡大

権利の内容 売買による所有権の移転

譲受人の作付作物 米、野菜、果樹 申請地では紅マドンナを栽培予定

主な農機具の保有状況 農業用自動車、動噴

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

失礼致します。

譲渡人〇〇〇さんは、現在介護施設に入所しておりまして、仕事ができる状態ではありません。奥さんも亡くなり、2人の娘さんも1人は亡くなり、もう1人は松山へ嫁いでおりまして百姓を継いでくれるあてがないという訳でございます。それで譲受人〇〇さんが家の近所に田を持って目の届く所で耕作がしたいということで、急速に話が進み売買の話ができました。

審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	市場	〇〇	〇〇
申請地	市場字塩取場	畑	
譲受人の耕作面積	13,654.37 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	米、野菜、果樹	申請農地では、季節野菜を栽培予定	

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動車
労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人〇〇さんがかなりの歳になっておりますので、私の方にも相談がありまして、松前から来て作ることができない状態で、母屋の方も農地があるのですが、母屋の方も亡くなり人に作ってもらっている状態です。譲受人〇〇さんが隣のようなので相談すると、買ってもいい隣で荒らされても困るのでということで話ができましたので、よろしく願いいたします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字河堀	田	外1筆
譲受人の耕作面積	8,064.00 m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	米(申請地も米を作付予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たして

いると考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人〇〇さんは、もともと下三谷の住民でしたが、商売で松山の方に出ております。今までもほとんど、本人は作らず人に作ってもらっていた状態で、どうしても農業をするようなことにはならないということで売買ということになりました。

番号4も同じような条件で地区内の方が購入してくれるということで、私はいいのではないかと考えていますので判をつきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

4番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字河堀	田	外1筆
譲受人の耕作面積	5,971.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜、果樹	申請農地では、柑橘を栽培予定	
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、動噴		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきましては併せて地元委員さんから補足説明をしていただきました。

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

番号5・6・7・8・9につきまして関連性がございますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

5番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上灘字シンデ	畑	外5筆

譲受人の耕作面積 3,798.00 m²

申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 増反による経営規模の拡大

権利の内容 売買による所有権の移転

譲受人の作付予定作物 野菜、果樹 上灘の申請農地では、柑橘(デコポン、せとか)
高岸の申請農地では、ネギを栽培予定

主な農機具の保有状況 耕運機、クローラー、ユンボ、動噴、農作業用自動車

労働力 常時3人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

6番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上灘字シンデ	畑	

譲受人の耕作面積 3,798.00 m²

申請理由 (譲渡人) 労力不足
(譲受人) 増反による経営規模の拡大

権利の内容 売買による所有権の移転

譲受人の作付予定作物 野菜、果樹 申請農地では、柑橘(せとか)

主な農機具の保有状況 耕運機、クローラー、ユンボ、動噴、農作業用自動車

労働力 常時3人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

7番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	上灘字西山	畑	
譲受人の耕作面積	3,798.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜、果樹	申請農地では、柑橘(せとか)を栽培予定	
主な農機具の保有状況	耕運機、クローラー、ユンボ、動噴、農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

8番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	高岸字町田上	畑	外2筆
譲受人の耕作面積	3,798.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜、果樹	申請農地では、野菜を栽培予定	
主な農機具の保有状況	耕運機、クローラー、ユンボ、動噴、農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

9番

譲渡人	双海町高岸	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	高岸字ネコレ	畑	外3筆
譲受人の耕作面積	3,798.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の内容	売買による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜、果樹	申請農地では、柑橘を栽培予定	

主な農機具の保有状況 耕運機、クローラー、ユンボ、動噴、農作業用自動車
労働力 常時3人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5・6・7・8・9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局の説明のとおりでございますが、私の知っている限りでは、譲受人〇〇さんは久万高原町の農家の出身で、松山市で現在は仕事をしています。老後は農業をしたいということでございました。

縁がありまして、十数年前にこの近くに土地を取得しまして、その近くの方達とお話がまとまりまして、こういうように売買で取得しようということになった訳でございます。

番号9は少し離れていますが、段畑の土を運んで綺麗にするということを聞いております。

先程ありました、家を建てたというのも、リゾートハウスのようなもので、また、ここへも段畑を作ってリゾートハウスを建てるのではないのかと、尋ねますが、「そんなことは絶対がない、農業をする。」と聞いております。売る側も、放棄地のような状態でありまして、話しがまとまったようでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

番号5・6・7・8・9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

この譲受人77歳と高齢に近づいているのですが、一緒にされる方はいらっしゃるのですか。

事務局

常時3人で労働されるということでお話をいただいているのですが、譲受人〇〇さんも77歳ではありますが、松山市に住まれておりまして、司法書士を業としてされている方でありまして、特に農業分野に長けた方であり、農業関係に詳しい方です。それだけではなく、ご自身も農業を実際にされているということで、また、ご家族の方と時間のある時には、ここ双海の場所で農業を進めていきたいというご意向でございます。

場所もこれだけ分布している所にありますので、松山と行き来して大丈夫かと、とお話もさせていただきましたところ、「休日の間にも農業耕作できましようし、問題はない。」というお話も聞いております。

議長

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

地元委員

仕事は息子に任せて来るとも聞いてもいますが。

事務局

今たちちは、抱えている案件がありますのでそれをスムーズに息子さんに移行されて、後にここに住んでいきたいということは言われていました。その準備の期間に当たるということです。取得をされてすぐに農地に付きっ切りと言う事にはなかなか難しいとも、つけ加えられていました。例えば柑橘の苗も直ぐにとということにはならないと思いますので、1年・2年かけて順々に移行をされていくというお話は聞いています。

地元委員

草刈り等は、シルバー人材センターなどに頼んでではもらっているみたいです。

事務局

総会等では、参考として空撮図に目を通していただいておりますが、古い年度の空撮図もありまして、当時の写真を見てもみると、やはり以前はその辺りが荒れていたようです。

荒れている状態でのやり取りは、後に新たな所有者で荒廃農地化が進んでしまっただけではないということであったのですが、重機等を導入して再生整備しているようでしたので、もしかしたら他の事に目を向けられているのかと疑ってしまうくらいに手をかけられている状態です。

事務局で議案として上程させていただく前に、慎重な書類審査や現地確認をいたしまして、申請地を、今後農業耕作の用途に供するため利用用途を高めるために、再生整備しているという総合的な判断で捉えてきた訳です。

議長

他にご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

今、事務局から説明がありましたように、当初は転用の可能性があるのではないかと。

それなら当初から、4条申請、5条申請で申請すればいいことですので、やはり作物それぞれ何を植えるかという具体的な営農計画も出されているということですので、今月の上程に至ったというような状況でございます。

番号5・6・7・8・9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5・6・7・8・9につきまして原案のとおり承認いたします。

番号10、番号11につきまして一括して事務局の説明をお願いいたします。

10番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇
譲受人	双海町串	〇〇	〇〇〇
申請土地	串字西替地	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	35,293 m ²		
申請理由	経営移譲した農地の贈与		
権利の内容	贈与による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	野菜、果樹 申請地では果樹を栽培		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、防除機、草刈機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

11番

譲渡人	双海町串	〇〇	〇〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請土地	串字西替地	畑	
譲受人の耕作面積	29,605 m ²		
申請理由	経営移譲した農地の贈与		
権利の内容	贈与による所有権の移転		
譲受人の作付予定作物	米、野菜、果樹 申請地では果樹を栽培		
主な農機具の保有状況	田植機、農作業用自動車、防除機、耕運機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号10、番号11につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

番号10について、譲渡人〇〇さんは93歳か94歳くらいです。譲受人〇〇さんにも40歳くらいの息子さんがおられると思います。譲渡人〇〇さんの方は、結構早くから、〇〇さんの土地と分かっていてずっと作って今はきちんとしておられます。

番号11について、譲渡人〇〇さんは82歳くらいで、息子さんは松山に住んで教師をされていると思うのですが、ちょっと荒れている感じです。それでもお互い土地を相手側の土地だと思って作っていたのですが、今後も交換したら作れるということで、ややこしくなっていますがこのままで作り続けていった方が土地も荒れないし、名義だけを先に替えることができないらしくて……。また来月にも交換ということが係ってきますが、はっきりしたらどうだろうか。ということで判を押しましたのでよろしくをお願いいたします。

議長

番号 10、番号 11 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 10、番号 11 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 10、番号 11 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして 3 ページをお開きください。

■議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

1 番

譲渡人	埼玉県狭山市	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇神社	代表役員 〇〇 〇〇
申請地	上野字宮ノ前	2490 番	畑 114 m ²
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	売買による所有権移転		

申請地説明図の (1) ~ (4) が関係資料となっています。

譲受人は、宗教法人であります。近年、神社参拝者の社会生活様態の変化により自動車による参拝が増加しております。しかし、神社には駐車場施設がないため、境内の空地や神社近隣市道等の路肩に無断で駐車している状況でありました。このことにより、境内における参拝者の安全や道路交通に支障をきたしておりました。

今回、参拝者の利便性向上と安全確保、周辺道路への無断駐車 of 改善に向けて、露天駐車場を整備するため土地を選定した結果、申請地の所有者から土地を譲り受ける話がまとまったため、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、上野宮ノ前集落に位置し、農地と宅地等が混在した所にあり、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地の要素を満たしていると判断されます。

転用規模は、日々の参拝に混雑をきたさないために必要な駐車台数分を確保する面積等を検討した結果、露天駐車場の規模の妥当性は適当であると認められます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

議長

議案第 115 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から詳しく説明していただきましたとおりで、復唱するような形になりますが、〇〇神社には参拝する方が来られても駐車場がない。

今、境内に入れてはいますが、境内の中には車を入れてはいけないことになっている。来た人にすれば、市道に車を置いて、それから参拝しなければならない。交通上も良くない。ということで神社主さんから、私に譲渡人〇〇さんの方に交渉にあたってもらえないかということで、あたっての結果、譲渡人〇〇さんは、贈与でもらった土地なので公的な所で利用していただけるならありがたい。ということで話がまとまりました。左右、南北、東西ともに道が付いていますが、農地からは離れているようで、農業に与える悪条件は特に考えられません。地域の方も〇〇神社の駐車場ということで、話がまとまりました。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第 115 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 115 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 115 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして 4 ページをお開きください。

■議案第 116 号 非農地証明願いについて

議長

議案第 116 号農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

1 番

申出人	市場	〇〇	〇〇
土地所有者	市場	〇〇	〇〇
申出地	市場字塩取場	田	
証明書	非農地証明		
現状	宅地		

この件に関しては、申請地説明図の（５）～（６）が関係資料となっています。

議案第 114 号の 2 番の事案に関連しております。

申出人は、平成 3 年 7 月に現住所の市場の農地を転用し農家住宅を建てられ以降居住されておりますが、当時住宅を建築する際に進入路を設ける必要が生じ、隣に住む〇〇氏の農地の一部と本人の農地の一部を分筆し進入路として転用し、平成 5 年 7 月に双方が交換による所有権の移転を登記しました。

その際の分筆後の残地が当該申出地であります。

この農地は、南側に申出人の所有する倉庫が建っており、日照が遮られ耕策不適地となったため、雑草が生えるのを防ぐため南側倉庫の一部として供用しているものであります。

現在は、農地としての機能を有さず、地目(田)を現況に即した宅地として変更するため非農地証明願が提出されたものであります。

なお、申出地は、国道 56 号線に松山自動車道伊予インターチェンジが接続する出入り口から 300m 以内に位置する農振農用地区域外農地（白地）であり、住宅、事業所等が連たんしている区域で、農地の広がりがない第 3 種農地と判断されます。省令基準に従いますと原則農地転用許可相当と判断されます。

以上の理由から当該農地を 20 年以上農業目的に供しておらず、現況も農地への原状回復が極めて困難な状況にあります。

議長

議案第 116 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今、事務局から説明があったとおりでございます。現地を見にいったのですが、耕作するのはとても無理なように思います。判を押ししましたのでよろしくをお願いいたします。

議長

議案第 116 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 116 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案 116 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5 ページをお開きください。

第 3

■報告第 6 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 6 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

譲渡人	高松市	〇〇	〇
譲受人	三島町	〇〇	〇〇
届出地	三島町字金子	畑	
転用目的	庭		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第66号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

6ページをお開きください。

■報告第67号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第67号農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

貸出人	米湊	〇〇	〇〇
借受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大角藏	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(3条)		

議長

報告第65号につきましてご質疑、ご意見はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

第4

■その他

事務局

農地転用許可申請の許可状況報告について

第30回11月議案第109号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について、

1番

申請人	中山町出渕	〇〇	〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇
申請地	出渕6番耕地	畑	外2筆
転用目的	植林		

平成28年12月8日(地4)第53号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

2番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	中山寅	畑	
転用目的	植林		

平成28年12月8日(地4)第54号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

3番

譲渡人	喜多郡内子町	〇〇	〇〇
譲受人	喜多郡内子町	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘字仲ヶ近	畑	
転用目的	農家住宅		
権利の種類等	売買による所有権移転		

平成28年12月12日(地5)第162号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

4番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇〇
譲受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字南谷	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	売買による所有権移転		

平成28年12月16日(地5)第164号で県知事許可になりましたことをご報告いたします。

毎月の委員報酬の支払いについて

研修旅行の内訳確認について(参加委員のみ内訳書を配布)

任期末までの報酬からの徴収について、積立金・農業新聞代等、今まで通り徴収し、最

終清算とすること。

□ 農業委員手帳について

□ 用地利用状況調査について

最終調整段階である。11月30日付で利用意向調査書を発送したということ。
農業委員の方へ、連絡があった場合の対応のお願い。

□ 29年度の農業委員会の事業実施計画等について

23期の農業委員・推進員に引き継いでおこななければならない懸念事項を含め事務局まで提出のお願い。

□ 次回の開催日程について

平成29年1月30日(月)13時30分より 伊予市生涯研修センター「さざなみ館」にて開催予定

議長

以上で、第31回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れさまでした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年度第31回12月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 16時 47分 閉会)